

第1回

介護分野に関する意見交換会

平成28年4月19日

午後2時29分 開会

○藤井調整課長 それでは、定刻より早くなっておりますけれども、予定されている皆さんはおそろいですので始めさせていただきます。

本日は、お忙しいところお集まりいただき、ありがとうございます。これから介護分野に関する意見交換会を始めさせていただきます。

私は座長選出までの司会を務めさせていただきます経済取引局調整課長の藤井と申します。よろしく願いいたします。

初めに、本日の意見交換会の開催に当たりまして、経済取引局長の松尾より一言挨拶申し上げます。

○松尾経済取引局長 経済取引局長の松尾でございます。よろしく願いいたします。

本日は本当に大変お忙しい中、この意見交換会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。既に御承知かもしれませんが、公正取引委員会は、公正かつ自由な競争を促進することによりまして、我が国経済の活性化、また消費者利益の増進を図っていくために、車の両輪と申しますか、独占禁止法の厳正かつ的確な執行による独占禁止法違反行為の排除、これに加えて、政府規制、公的制度、またそれらの運用等につきまして、競争政策の観点から調査、提言などを行うことによりまして、競争環境の積極的な整備に向けた、いわゆる競争唱導活動も行っているところでございます。最近におきましては、保育分野について実態調査を行いまして、四つの提言をさせていただいたところでございます。第1点目は、多様な事業者の参入を促進することが必要であるという点、第2点目といたしまして、イコールフットィングの確保が重要であるという点、また第3点目といたしまして、情報公開、第三者評価の充実を図るべきであるという点、第4点目といたしまして、付加的サービスの提供の拡大について進めていく、この四つの提言を行ったところでございます。

公正取引委員会としては、引き続きこのような競争唱導活動を継続していくこととしておりまして、現在、この介護分野を対象といたしまして、実態調査を行っているところでございます。介護分野につきましては、ニーズの多様化が進む一方で、需要が急速に拡大してきています。このような変化に的確に対応していくために、昨年9月に閣議決定されております「『日本再興戦略』改訂2015」におきまして、これまで以上に産業としての活性化、生産性の向上といった視点を持つことが必要であるとされたところでございます。また、これに加えて、昨年11月に取りまとめられました「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」におきましても、介護離職ゼロの実現に向けまして、ニーズに見合った介護施設、在

宅サービスの整備等が盛り込まれるといったように、政府の喫緊の政策課題の一つとして位置付けられているところでございます。

また、このような状況にございますので、社会的な関心も極めて大きな分野と認識しているところでございます。先ほど、介護分野について実態調査を行ってきていると御紹介させていただきましたが、これまでのところ関係者へのアンケート調査やヒアリング調査を実施してきたところでございます。今般、この意見交換会を開催させていただき、介護に係る規制の現状や望ましい将来あるべき姿、こういったことにつきまして、ここにお集まりの有識者の皆様方から率直な御意見を頂くことによりまして、我々の調査を更に進めていくとともに、より良い提言を行っていきたいと考えているところでございます。何とぞよろしくお願いいたします。

○藤井調整課長 それでは、本日、御出席の方々の紹介をさせていただきます。

井手秀樹委員です。

○井手委員 井手でございます。よろしくお願いいたします。

○藤井調整課長 齊木大委員です。

○齊木委員 齊木でございます。よろしくお願いいたします。

○藤井調整課長 森信介委員です。

八代尚宏委員です。

結城康博委員です。結城委員は、本日所用のため、途中で退席されると伺っております。

また、鈴木亘委員にもお越しいただく予定ですが、遅れて参加ということになっております。

それからオブザーバーとして、公益社団法人全国老人福祉施設協議会にも御出席いただいております。副会長の瀬戸雅嗣様です。

介護保険事業等経営委員長の梶田和平様です。

なお、本日は厚生労働省からもオブザーバーとして御出席いただく予定でございましたけれども、先日発生した震災の対応のため、欠席との連絡をいただいております。

本日の意見交換会ですけれども、有識者の皆様から御意見を伺う場として設けさせていただきました。皆様の積極的な御発言を頂戴できればと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日の意見交換会は公開という形で行わせていただきまして、後日、公正取引委員会のホームページに配付資料と議事録を公表させていただく予定となっております。

資料の確認をさせていただきますけれども、本日の配付資料としてお手元の議事次第に書い

てありますように、資料1として出席者名簿、資料2として趣旨・目的、資料3として参入規制の緩和等、それから参考資料として介護分野を取り巻く状況・制度の概要といったものを用意させていただいております。もし欠けているものがございましたら、事務局のほうにお申しつけください。

それとは別に、先ほどもお話しさせていただきましたアンケート調査について、委員とオブザーバーの方限りということで、速報値を集計したものをお配りさせていただいております。これについても、後ほど簡単に紹介させていただきます。

今、申し上げた資料のほか、森委員から本日の意見交換会用の資料として2点、「介護分野における規制緩和について」と題する資料、それから一般社団法人日本在宅介護協会会長名の資料を提出いただいております。それからオブザーバーの全国老人福祉施設協議会からも、「参入規制の緩和について」、それから「参入規制の緩和等について」という、2点の資料を提出いただいております。

続きまして、座長の選任に移らせていただきます。

委員の皆様のご賛同がいただけましたら、事務局としましては、競争政策に造詣が深く、過去に政府規制等と競争政策に関する研究会において介護分野の検討を行った際に座長を務めておられ、それから一昨年の保育分野に関する意見交換会においても座長を務めていただきました井手委員にお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

(賛成の声あり。)

皆様のご賛同を頂きましたので、井手委員に座長をお願いしたいと思います。

それでは、以後の議事につきましては、座長をお願いしたいと存じます。座長、よろしくお願いたします。

○井手座長 御指名により、今回の座長をお引き受けいたします。多分、皆様方のほうが介護については大変お詳しいことだろうと思っておりますけれども、先ほどありましたように、介護についてはその需要も拡大している、それからニーズに見合った介護分野のサービスの提供であるとか、それから産業の活性化ということ、それから今日の議題にもありますけれども、参入規制の緩和等々によって活性化を図ることが一つ目的としてあります。先ほど松尾経済取引局長からもありましたけれども、これは重要な喫緊の課題であるということで、是非こういった場で積極的な意見交換ができればというふうに思っています。私は、あくまでも進行役という役割に徹して、皆様方の積極的な意見を伺って、その上で公正取引委員会が今後の調査研究の参考にしていただければと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは早速、時間もありませんので議事次第に沿って進めていきたいと思ひます。最初に、介護分野に関する意見交換会の趣旨・目的ということで、事務局から用意していただいた資料2について説明をしていただき、その後、事務局の説明を受けて、委員間の意見交換ということにさせていただきたいと思ひます。

それでは、資料2についてよろしくお願ひいたします。

○藤井調整課長 それでは、お手元の資料2について御説明させていただきます。まず、1ページでございますけれども、こちらは先ほどの挨拶にもありましたように、日本再興戦略について書いております。この中で生産性の向上を強力に推進していくということが求められているところだす。それから一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策において、介護離職ゼロの実現に向けて、ニーズに見合った介護施設・在宅サービスの整備などが盛り込まれているという状況でございます。

こういったことを受けまして、一番下の青字になっている部分ですけれども、私どもの問題意識としましては、介護分野においても市場原理の活用を通じて、サービスを利用する人の利益を確保するといった競争政策の観点から、介護サービスの質の向上や供給量の増加が図られるよう、制度の在り方について検討を行っていくということが、本意見交換会を開催させていただいた趣旨でございます。

2ページはまた最後に戻らせていただきます。3ページ以降で、関係制度等の動向をまとめておりますので、これを簡単に紹介させていただきます。3ページは、皆さんよく御承知のとおりでございます、介護保険制度の改正の経緯ということでございます。介護保険事業計画は3年ごとに見直しがされる、それから保険料・介護報酬も3年ごとの見直しということでございまして、またその間、介護保険制度自体も随時法改正などが行われているという状況でございます。

それから4ページでございますけれども、この介護保険法の最新の法改正の概要を紹介しております。この中で、3の②というところでは、特別養護老人ホームについて、在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える機能に重点化するということで、入所者を原則として要介護3以上の方に限定するといったような改正が行われております。それから3の④でございますが、一定以上の所得のある利用者の自己負担を2割に引き上げるといったようなことで、これは既に昨年の8月から施行されております。

それから5ページでございます。5ページ、一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策の概要を書いております。右上の四角のところにありますけれども、一番上の赤くなっ

ている丸のところですが、都市部を中心とした在宅・施設サービス等の整備の加速化、規制緩和とありまして、その中で介護離職防止及び特養待機者の解消を図るため、2020年代初頭までに、約10万人分増の在宅・施設サービスを自治体が前倒し、上乗せ整備するよう支援するとともに、約2万人増のサービス付き高齢者向け住宅の整備を実施するとされているところです。

それからその下の二つ目の四角のところですが、介護人材の確保、離職の防止といった観点、あと生産性の向上の観点から、様々な取組を実施するということが書かれております。

それから6ページでございます。先ほど出てきた約10万人分増の住宅・施設サービスの前倒し、上乗せ整備の対象として想定しているサービスについて、この緑の四角のところに書いてございます。

それからこのグラフというか、表を見ていただくと、今後の介護保険事業計画における増加分というのが約38万人分ございまして、それに約10万人と約2万人を上乗せすることによって、約50万人分以上の在宅・施設サービス等の整備を加速化することになっております。

それから7ページでございます。7ページは社会福祉法人制度の改革ということで、こちらについては3月31日に改正法が成立しております。この改正法は福祉サービスの供給体制の整備・充実を図るため、社会福祉法人の経営組織の見直し、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化等の措置を講じております。この中で例えば(4)のところでございますように、社会福祉事業及び公益事業を行うに当たっては、無料又は低額な料金で福祉サービスを提供することを責務として規定しております。

それから8ページについては、一昨年の規制改革会議の議論を整理したものです。これについては後ほど資料3で改めて御説明しますので、ここでは省略させていただきます。

それから9ページは、御参考ということで、これは平成14年に開催した公正取引委員会の「政府規制等と競争政策に関する研究会」において、介護分野に関する検討を行いました。その研究会の報告書の概要をまとめたものでございます。

それで、2ページに戻らせていただきまして、この会合におきましては、資料中、矢羽を付けている2点について御意見を拝聴したいと考えている次第でございます。

1点目は参入規制の緩和等でございます。これはどういうことかといいますと、多様な事業者の新規参入が可能となる環境を整備する、すなわち多様な事業者が介護サービスを提供することによって、サービス競争が活性化され、ひいては介護サービスの質の向上、利用者の利便性の向上、介護サービスの供給量の増加といったことにつながっていくのではないかという問

題意識からこういった議題を設定させていただきました。これについて、御議論いただければと思っております。

それから2点目については、次回の会合で議論していただければと考えておりますけれども、介護サービス・価格の弾力化といった問題でございます。これについては、事業者の創意工夫が発揮される環境が整っているかという観点からの議題ということになります。本日は最初の参入規制の緩和等を中心に御議論・御意見を拝聴できればと考えている次第でございます。

資料2の説明については以上でございます。

○井手座長 ありがとうございます。

今、事務局から、趣旨・目的について御説明がありまして、特に2ページのところの参入規制の緩和と介護サービス、価格の弾力化というところについて御説明を頂きました。こういったこと以外にもいろいろ検討すべき課題があるかもしれませんので、その点も含めて、委員の皆様方の御意見を頂戴できればと思います。

参入規制の緩和については、後ほど議論をさせていただきますので、それ以外のところで何か御意見があればお伺いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

どうぞ、八代委員。

○八代委員 この参入規制の緩和というのは、非常に重要なポイントなんですけど、中身を見たときにいわゆる国による規制と、それから自治体による自主的な規制というのに分かれるかと思えます。国による規制というのは、例えばここに後で書いてありますが、特養については株式会社が参入できないという規制がある。これ自体が妥当かどうかはきちっと議論する必要があるんですけど、それとは別に、国が規制していないのに自治体がいろいろな形で自主的に、例えば企業の参入に対して不利益を及ぼしているようなケースです。これを公正取引委員会が重点的に検討すべきものではないだろうか。つまり、仮に、新規事業者の参入を既存の企業が阻止していれば、明らかなカルテルですが、これを企業ではない政府の一部である自治体が行っているときは、それは仕方がないというような考え方が、これまであったかと思えます。

しかし、今や国際化の時代では、外国企業がどんどん入ってきますから、日本の企業自体が新規参入抑制をするというのは、實際上、難しい状況があります。したがって、地方自治体の規制や国の地方部局が実質的な行政指導をしているケースとかが、より重要になるかと思えます。仮に介護サービス事業に影響力がある自治体が行って、消費者にとって利益にならないようなことをやっていけば、自治体を企業に準じて、競争政策の対象に含めて考え、公正取引委員会のほうから何らかの注意・勧告というようなことをする必要

があるのではないか。その点について、積極的な関与の仕方を考えていただきたいと思っております。

○井手座長 ありがとうございます。今の点について、国の規制と地方自治体の規制といったときに、今分かる時点で、地方自治体の特性というのは例えば具体的にどのようなものがあるのでしょうか。地方自治体による規制という部分について。

○藤井調整課長 今、委員がおっしゃったのは、国のほうでは禁止していないんだけど、地方が運用で縛ってしまっているということかと思えます。

○八代委員 そうですね。例えば、特に株式会社に対しての規制ですね。同じ介護事業を行っている社福とか、公立との間の対等な競争関係ということになります。

○井手座長 ありがとうございます。また、後ほどの参入規制の緩和のところで、より深掘りした議論ができると思いますので、趣旨・目的のところで、それ以外何か。

では、森委員。

○森委員 私どもからお配りさせていただいた資料で、介護分野における規制緩和という資料の1ページに、私どもの考えの全体像が示しておりまして、このパワーポイントの資料ですね。こちらの介護分野における規制緩和についてのほうの、両面コピーになっていますので、裏面のほうです。

こちらが私どものイメージなんですけれども、私どもは常々、社会保障費が公費負担で賄われるという状態が続いているということも受けまして、規制緩和による効率化を提言し続けてきておりまして、その中でいろいろな規制の壁とか、様々な壁があって、それが今、お話のあった、例えば参入規制が提供主体であったり、需給調整であったり、人的な規制があるということと、そのほかに今もちょっとお話がありましたが、ローカルルールというのがありまして、地方自治体ごとにいろいろな解釈が存在していて、全国展開している事業者にとっては、その地域地域でそのローカルルールに対応しなければいけないと。なかなかそのスケールメリットが出しにくいということですね。個々に結局対応して、一律的な事業展開の柔軟性が確保できないとか、そういったこともございます。そのほか、パート労働者の103万円の壁とか、これは税制のほうですけれども、様々な参入規制であったり、ローカルルールであったり、そういうような、そういったものをできるだけ緩和していただければ、介護報酬の引上げに頼らず、人的な規制の緩和であったりとか、人員基準の緩和とか、様々な規制緩和によって事業者の自由度、競争政策を高めていただければ、必ずしも介護報酬の引上げだけに頼るということにはならないというふうに考えておりますので、このように今回のように参入規制、あるいは

2回目で混合介護ということで議題として取り上げていただくということにつきましては、私どもとしては非常に歓迎しております。こういう議論を是非公正取引委員会様のほうでどんどん発信していただくことが、今後、介護業界も大きな産業として期待されていて、かつ生産性の向上も求められているという中で、人的なサービスをやる事業ですから、様々なやっばり規制がやはり中に足かせになる部分がありますので、そういったものを是非こういう機会を通じて、問題提起をしていただけるのは非常に有り難い機会です。私ども積極的にいろいろな形で意見を述べさせていただければと考えている次第でございます。

○井手座長 ありがとうございます。今、森委員のほうから、分かりやすい論点というのが示されましたけれども、これ以外に何か議論すべきことがあれば、事務局が対応できるかどうかは別として、何かこれ以外に論ずべき点というのがあれば、またそういうのもお示しいたきたいと思います。

○結城委員 議論するときに介護分野なんですけれども、ユーザー側が経済的合理性というものではなくて、例えば認知症の人が非常に今増えていますので、供給側と需要側が対等ではない。ますますこれが多くなってくるということをまず前提に議論をまず踏まえるというのは、僕は一点大事だと思います。

二つ目は、介護保険という社会保険で一応制度が担っていますけれども、実は生活保護の人とか低所得者もこの介護保険サービスを使っていますので、何か社会的弱者や低所得者の方、そういう方がこの介護サービスというものを非常に使われていますので、その辺の中高所得者や、中低所得者、非常にこの格差がある中で、同じ制度にのっっているという、そういうことを踏まえた議論が今後必要かなと思いますので、そういうことも踏まえながら、是非議論できればと思います。

以上です。

○井手座長 今、1点目の供給側と需要側で違うというのは、もっと具体的に説明していただけますでしょうか。

○結城委員 基本的には、介護保険というのは利用者が選んでやるもので、例えば悪い事業者であれ、良い事業者であれ、これは基本的にはほかの市場経済も同じなんですけれども、特にこの介護保険のユーザー側というのは、認知症高齢者がこれからどんどん増えていきますので、果たしていい悪いというのが選べるかどうかということもありますし、そういう普通の市場経済では消費者が一旦悪い事業所を選んだら、消費者に責任があると思うんですけれども、なかなか消費者にそこまで責任が、ちょっとなかなか認知症ということで対等ではないというところ

ろを踏まえる必要が、僕はあるかなと思います。

○井手座長 ありがとうございます。

○齊木委員 議論の前提ということで、森委員と結城委員はもう御承知の部分ですが、介護保険は、そもそも利用者の生活状態をなるべくよくしたりとか、できることを増やしたりという、いわゆる自立支援の部分が前提になっているというところは、前提に置いたほうがいいだろうと思っております。というのは、介護のサービスの需要とか、サービスの質の競争ということが恐らく後段出てくると思いますけれども、いわゆる非常に高価格帯の高品質なものばかりを提供することが競争だけではなくて、そもそもQOLを上げていくんだということが本質的には競争の軸になるのが理念だということが前提で、あとはどういうルールがいいのかというところの議論をしていかないと、ちょっとすると、いわゆる準市場ではないほうのルールだけで考えてしまうと、やや議論を履き違えてしまうかなと思いましたので、その点だけ申し上げたいと思います。

(鈴木委員 入室)

○藤井調整課長 鈴木委員、いらっしゃいました。よろしくお願いいたします。

○井手座長 今、資料2で、意見交換会の趣旨・目的について議論させていただいております。これについて、皆さん方から趣旨・目的についてももう少し御意見を伺いたいと思います。

○鈴木委員 そうですか。ありがとうございます。

○井手座長 到着していきなりなので、また状況を見ながら御発言いただければと思います。

そのほか、何かいかがですか。なければまた議論が元に戻るということもあると思いますので、次の議題というか、本日の議論すべき重要な課題ですけれども、参入規制の緩和等ということで、資料3について事務局から御説明お願いいたします。

○藤井調整課長 それでは、お手元の資料3について御説明をさせていただきます。参入規制と申しましても、大きく二つに分かれておりまして、一つ目が提供主体による規制・運用といったものと、それから需給調整による規制・運用といったものがあるかと思います。まず1枚おめくりいただきまして、1ページでございますが、提供主体による規制からまず御説明させていただきます。1ページは施設サービスと居宅サービス、これについて、福祉型と医療型という形に分けて、現行制度の概要を記載しておりまして、その中で例えば一番上の施設の福祉型のところでございますけれども、介護老人福祉施設、つまり特別養護老人ホームは、第一種社会福祉事業であり、その開設者は地方公共団体、独立行政法人、それから社会福祉法人に限られるといったような形になっております。

それから下の居宅サービスのほうの福祉型介護サービスについては、こちらに書いてございますように、基本的に提供主体の制限はないといった形になっております。それからここでは医療型介護サービスについてもこういうものがあるというのを書かせていただいていますけれども、下のほうに青字で書いてありますように、今回は医療型介護サービスについては検討対象から除外させていただいて、福祉型の介護サービスについて御議論いただきたいと考えております。

それから、2ページは、今、御説明した1ページのところを表にまとめたというものでございます。

それから、3ページは現行の制度の関係条文を掲載したものでございます。

4ページが、特別養護老人ホームの参入規制につきまして、規制改革会議において議論がなされたということがございましたので、その概要をまとめております。上の箱の1のところの下線部を引いていますけれども、問題意識としては、多様な経営主体が参入して利用者の利便性を高めることができるよう、参入規制を緩和するべきではないかといったような視点から検討が行われておりまして、それを踏まえてその下にございますように、法令により経営主体が社会福祉法人等に限定されている特別養護老人ホームなどについて、法人形態による参入規制を廃止してはどうかといった論点が示されたわけですが、その検討の結果として、最終的には一番下のほうに書いてありますように、在宅生活が困難でより入所の必要性の高い中重度の要介護高齢者を支える施設としての機能への重点化を徹底し、あわせて、低所得者の支援を中心にした公的性格を強めるといったような整理がなされたという経緯がございます。

1枚おめくりいただきまして、5ページになりますけれども、これを受けまして、この5ページの下の方の箱でございますけれども、特別養護老人ホームへの新規入所者は、原則として要介護3以上の高齢者に限定されるといったことになったわけでございます。

それから6ページでございます。6ページは医療法人の一覧表ということですが、これは後ほどの論点の中で医療法人が出てきますので、参考までに掲載したというものでございます。

それから7ページでございますが、7ページからは指定管理者制度を掲載しております。指定管理者制度とは一番上にございますように、「公の施設」の管理者について、地方公共団体の指定する者、これが指定管理者です。そういった者が管理を代行する制度ということで、次のポツにありますように、特別養護老人ホームについては、株式会社も指定管理者として管理を行うことができるといった取扱いになっているという次第でございます。これに関連して、

後ほどアンケートの結果を紹介させていただこうと考えております。

それから8ページは、指定管理者の制度に関する関連条文というものを記した部分でございます。

1枚おめくりいただきまして、9ページでございますが、この指定管理者に関して規制改革会議での議論というものをまとめております。上の箱の更なる論点のところに書いてありますように、地方公共団体が福祉施設の運営を民間に委託する際に、社会福祉法人以外の参入を認めていないとの指摘があるといったようなことから、それを受けて規制改革実施計画の中で厚生労働省は指定管理者制度などの公募要件に理由もなく、株式会社を除外しないよう地方公共団体に対して通知するといったようなことが計画の中に決められておりまして、それを受けまして、10ページの下、二つありますけれども、下の二重丸のほうに記載がありますとおり、こういった形で厚生労働省は一昨年9月に通知を行っているといったことになっております。

それから11ページですけれども、11ページからは需給調整を目的とした規制、総量規制について記載しております。総量規制とはということで最初に書かせていただいておりますけれども、介護保険事業計画等に定めた定員数に既に達しているとか、またこれを超える場合や計画の達成に支障が生じるおそれがあるといったような場合には、都道府県知事や市町村長は、事業者の指定等をしないことができるといったものが総量規制ということになります。この対象になるのが、介護老人福祉施設とか、介護付き有料老人ホームということになるわけでございます。

12ページから14ページまでは、総量規制に関する関係条文を掲載しております。

15ページでございますが、この総量規制に関連して、規制改革会議で議論が行われたことがございましたので、そのポイントを紹介させていただきます。問題意識としては、一部の地方公共団体が、有料老人ホーム等の特定施設のサービス量の増加は見込んでいないという指摘があったことから、厚生労働省のほうで地域の実情に即して適切なサービス量を見込むよう、地方公共団体に通知するということとされたということでございます。そういった経緯があるということでございます。

以上が、事実関係でございます。16ページが論点ということでございまして、本日、御議論いただきたい点を5点、書かせていただいております。

1点目でございますけれども、特別養護老人ホームへ営利法人や医療法人が参入できるようにすることについて、どのように考えるかということでございます。参入できるようにすることのメリット・デメリット、言い換えれば、賛成・反対の理由といったことについて御議論を

いただければというふうに考えております。

それから、これに関しては、ちょっとなかなかこちらにも知見がない話にはなってしまうんですけども、完全に参入を認めるのは難しいとしても、例えば社会福祉法人に営利法人が出資するとか、社会福祉法人と営利法人が共同事業で特別養護老人ホームを運営するなど、そういった新しい可能性が考えられるということがもしございましたら、御指摘いただけると有り難いと考えております。

それから2点目でございますが、特別養護老人ホームと有料老人ホーム等との役割分担をより明確化し、すみ分けを図る方法として、どのようなものが考えられるかということでございます。特別養護老人ホームについては制度改正をして、その低所得者向けの配慮とか、それから緊急避難的な役割といったようなものもあるということかと思っておりますけれども、これについて、更に見直しが考えられるかどうかとか、そういった点について、御議論をいただければということでございます。

それから3点目は、指定管理者制度の積極的な活用について、どのように考えるか。

それから4点目が、現行の総量規制の在り方、これは制度そのものとその運用について、先ほども地方の運用について御指摘がありましたけれどもそういった地方公共団体の運用面も含めて、問題点がないかといった議論をしていただければということでございます。

それから5点目は、総論的な論点ということになりますけれども、特別養護老人ホームについては、待機者が非常に多いと言われているわけですが、それを解消するために、どのようなことが考えられるかということでございます。これはなかなか特攻薬はないのかもしれませんが、ここについてはもう広い視点からこんなアイデアがあるのではないかというのを、いろいろ御教示いただくと有り難いと考えております。

以上が、資料3の説明なんですけれども、議論に入ってください前に、アンケートの調査の概略も簡単に紹介させていただければと思っております。

資料の4、5、6、7を入れ替えながら、資料4から8について御説明させていただきます。

資料4は、アンケート調査の概要です。アンケートの対象者や回収率を示しています。アンケートは、株式会社、社会福祉法人、自治体だけではなく、利用者やその家族に対しても実施しています。

資料5以降をご覧いただきたいと思っております。先ほどの資料3の論点に関連するところで紹介させていただきますと、資料5のまず1ページの間4でございますが、仮に株式会社等による特別養護老人ホームの設立・運営が可能となった場合に、その意欲があるかという御質問でござ

ざいまして、これに対する回答は、意欲があるとか、条件次第といった回答を合わせて約67%になっているということでございます。

それからその1枚おめくりいただいて、裏側でございますが、2ページ、問5の部分です。その条件次第といった場合の条件というのはどういう条件かということで、多かったのは上の二つでございます、補助制度・融資制度の充実、税制面での優遇措置といったようなものが挙げられております。これに対して、資料6をご覧くださいたいんですけども、資料6は社会福祉法人向けアンケートのポイントをまとめたものです。その2ページ、1枚おめくりいただいたところの問4でございますが、株式会社等が特養へ参入することについて社会福祉法人に聞いたところ、「反対」、「どちらかという反対」というのを合わせて約79%になっております。

今のが論点の一つ目の関連ということで、今度はすみ分けの関係ですけれども、資料5に戻っていただきまして、3ページの間7ですが、役割分担をより明確化し、利用者のすみ分けを図ることについてどう考えるかということで、「賛成」、「どちらかという賛成」というのを合わせると、約6割の方がすみ分けの方向性に賛成しているということでございます。同じ質問を社会福祉法人にもしております、資料6の最初のページの間3でございますけれども、これも「賛成」、「どちらかという賛成」を合わせると、約68%という状況になっております。

それから三つ目の論点の指定管理者制度の関係でございますが、資料7をご覧くださいたいんですけども、これは自治体向けのアンケートです。この中の2枚おめくりいただいて、5ページでございますが、問11というのがございまして、この自らの自治体が設置する特別養護老人ホームについて、株式会社等が指定管理者になれるかどうかという質問ですけれども、できないという回答が約17%、それから取扱いが決まっていない、又は分からないという回答は約77%となっております。

それからその下にございます問12ですけれども、できないという回答、約17%あったんですけども、その理由が問12のところに書いてありまして、ウの「特別養護老人ホームの設置主体になり得ない株式会社等が管理・運営を行うのはふさわしくないから」といった回答が多くなっているという状況でございます。

それから1枚おめくりいただいて、6ページ、問13でございますけれども、先ほども御説明しましたように、厚生労働省から規制改革会議の検討を受けて、その公募要件に理由もなく株式会社を除外しないようにという通知をしているわけですけれども、運用を見直す予定があ

るかという質問に対しては、約8割が特に決まっていない、見直す予定がないと回答しているという状況でございます。

それから四つ目の論点の総量規制でございますが、同じくこの資料7でございます。3ページをご覧くださいと、問4でございまして、問4で介護保険事業計画等を策定するに当たって、適正なサービス量を見込むようにとの厚生労働省からの通知を受けて、どのような対応をとったのか、とっていないのかといったような質問をしております。これに対して、約76%がこういった通知を受ける前から適切なサービス量を見込んでやっているの、特に対応はしていないという回答、そして、見直したという回答が約19%あったということです。これについて、それでは株式会社と社会福祉法人はどういうふうに見ているのかということでございますが、資料5の4ページの間12をご覧ください。すみません、いろいろなところを行ったり来たりして恐縮なんですけれども、問12のところ、アの「あった」と、これ何があったかという、適切なサービス量を見込んでいないと考えられる事例があったかという質問で、約31%があったと答えているということでございます。

それから資料6の3ページにあります問11、これが社会福祉法人に同じ質問をしたものですけれども、こちらのほうでは約25%が「あった」と答えているということでございます。

それから最後に、資料8について、今まで全く触れていなかったんですけれども、資料8は利用者とその家族に向けたアンケートということで、この中から幾つか紹介させていただきます。3ページの間2というのがございまして、これは現在、有料老人ホームを利用されている方、又はその家族に対して聞いたものでございまして、その約42%が施設サービスを希望していたが利用できなかったというふうに回答している。それから、一方で、約44%の人は、施設サービスを希望していないので、特に施設サービスについては検討していないということでございます。

それから4ページでございますが、問4で、施設サービスを希望していたけれども、利用できなかった人に対して質問したものでございますけれども、そのうち、約半分、49%が、希望する施設サービスの定員に空きがあれば、住み替えたいと回答をしております。

それから5ページの間6をご覧くださいといたすけれども、問6、これは誰に聞いたかという、特別養護老人ホームに入所している方やその家族に対して、特別養護老人ホームを選択した最大の理由について聞いたところ、定員に空きが出たからというのと、利用料が安いからといった回答が比較的多くなっているという状況でございました。アンケートの紹介を含めて、私からの説明は以上でございます。

○井手座長 ありがとうございます。

今、事務局から資料3とそれからアンケート内容について、御説明いただきましたけれども、特にこの資料3の一番最後のページ、16ページですが、これが今日論ずべき点だということで、この五つの論点について、制度上の問題も当然あるでしょうし、それから賛成、反対の立場もあるでしょうし、それから、実務上のいろいろな観点からも御議論があると思いますので、オブザーバーの方も参加していただいて、特にこの16ページの、これ順番にといとなかなか議論が進まないこともありますので、この五つの論点、どこからでも結構ですので、御発言、御質問いただければというふうに思います。いかがでしょうか。

では、森委員。

○森委員 先ほどご覧いただきました私どもから提出させていただいております介護分野における規制緩和についてということで、事前に事務局のほうから論点を頂いておりましたので、それに沿って私どもの考えをまとめさせていただいております。2ページにまず最初の論点でございます特養への営利法人の参入と、市場に健全な競争条件の整備ということで、私どもの考え方をまとめさせていただいております。

上段に考え方をまとめておまして、そもそも介護保険制度がスタートして15年経過していますので、株式会社等による有料老人ホームの運営についても、実績、ノウハウが蓄積されておりますので、特養ホームを運営する法人と同等の質を担保することができる段階に入っているのではないかと考えております。そのようなことから、営利法人の創意工夫と経営力を生かして、特養の経営における参入の規制緩和を行っていただきたいと考えています。こちらにつきましては、先ほどアンケート結果でも、ほとんどの株式会社が条件付での参入検討という回答があったとおり、条件付での参入を希望しておまして、この条件がこの下にあります介護事業におけるイコルフットィングの確立ということで、同じ条件下で実施できるように、税制面の優遇や補助制度等の整備をしていただきたいということで、税制の優遇であったり、補助制度のそういった整備がされているので、今、特養の価格が低く抑えられているということですね。これは鈴木委員も常々著書で述べられていると思うんですけども。特養の待機者がなぜ多いかといいますと、やはり特養の入居する価格が抑えられているので入居される希望の方が多いと。なぜ、特養の価格が低く抑えられているかという、背景には税率であったり、補助金があるので、その入居価格で入ることができるのではないかなと思っております。

私どもがやっている有料老人ホーム等については、設備投資のお金を何年間かけて回収しなければいけませんので、当然、その入居をする価格に転嫁するというので、当然、価格に

差が出てきてしまうということです。ですから、特養への株式会社の参入は常に論点になるんですけれども、そういった条件がイコールでないと、我々としてももう今の条件が認められないのであれば、株式会社としても、参入しても当然価格は高くなってしまいますので、価格競争はできるわけがないということで、イコールフットイングの確立を条件付として考えているというところでございます。

役割分担につきましては、下段に書いてあるとおり、運営主体の役割に応じた機能分化ということで、例えばということで、考え方をこちらのほうに整理させていただいておりますけれども、例えば機能分化の案として、社会福祉法人様が運営する特養については、低所得者対象の多床室仕様を中心とする、あるいは営利法人が運営する特養については、ホテルコスト負担可能な所得層向けの個室ユニット型仕様にするなど、そういうような例えば役割分担みたいな考え方があるのではないかなと考えています。

このように、特養というところに様々な事業主体が参入することによって、事業者間の競争促進、利用者の選択幅の拡大、サービスの質の向上につながっていくのではないかというふうに考えております。これがまず1点の私どもの考えでございます。

続きまして、資料をめくっていただきまして6ページに、指定管理者制度の積極的な活用ということで、こちらについても問題を提起させていただいております。営利法人にとっても、参入機会が増えることは大変望ましいと考えております。以下の点に配慮していただけると有り難いと考えております。指定管理者制度における営利法人の積極的活用ということでは、人材育成、投資等の優良な事業運営活動を実施するため、ある程度長期的な視点を持って、一定の指定期間を設けていただきたいということです。単年度だけでのものになってしまうと、企業側として投資する上でなかなか継続的に事業運営というのが難しいということで、例えばそういう期間をある程度広げて考えていただけないかということであったり、あるいは複数の施設運営を包括的に受託するというような選択肢を設けていただければ、少し事業者の創意工夫が広がるのではないかという考え方がございます。

○井手座長 これは、指定期間って、今は単年度なのでしょうか。

○森委員 基本的に単年度だと思うんですけれども、これをもちろん一律ではなくて、ある程度施設の種類とか役割に応じて、ある程度期間を広げて考えていただければ、私どもとしてもやはり1年間で実現できるサービスと、やはり地域において複数年地道に実績を積み上げていくサービスというものもございますので、そういった視点を考えていただければなというところなんです。

あと、7ページに総量規制の需給調整に関する考え方として、こちらについてもまとめさせていただいております。基本的には総量規制は撤廃していただいて、介護事業者が市場競争の中で利用者から真に求められる介護サービスの供給を行う体制を整備することが必要ではないかと考えておまして、まずは有料老人ホーム等の施設サービスや、地域密着型サービスの総量規制の撤廃ということ、こういったことも御検討いただきたい。こちらにつきましては、地域密着型サービスである定期巡回随時対応型の訪問介護・看護、夜間対応型の訪問介護、認知症対応型の通所介護、小規模多機能型の居宅介護ですね、そういったところが保険者が圏域ごとに事業者を公募等によって指定するケースが多くて、事業者間の競争原理が起きづらい状況でありますので、複数の事業者が参入できるような総量規制を緩和していただきたいということです。

そのほか、下段にも、そのほかの事例として例えば地域包括支援センターの運営受託において、ローカル規制が現在存在しておまして、地域包括支援センターの受託先としては、実態として社会福祉法人様が55%ぐらいで、株式会社が2.3%ということで、かなり偏っている状況であるということです。このようなものは明確な取決めはないですが、ローカル規制というか、事実上、そのように運営されているということで、なかなか株式会社に対して地域包括支援センターの運営受託という道が、今余りないというようなことです。そういったこともございますので、是非、御指摘いただいた総量規制の問題であったり、特養への参入ですね。こういったところでもできるだけ広く多くの事業者が参入できるようにしていただけることが、利用者の方の利便性の向上ですね、そういったことにつながるのではないかなというふうに考えております。

○井手座長 ありがとうございます。そのほか。

では、オブザーバーの瀬戸さん。

○瀬戸オブザーバー オブザーバーで参加させていただいています全国老人福祉施設協議会ですが、今日は参入規制の緩和等についてというワードの資料とパワーポイントの資料を出させていただいております。ワードの資料に基づいて、パワーポイントのほうは参考資料でございますので、何ページという形で御紹介をさせていただきながら、意見を述べさせていただきたいと思います。

まず、前文でございますけれども、特養を初めとする社会福祉事業を行う社会福祉法人については、実施に当たっての出資は寄附行為で、利益処分においても出資者（寄附者）への配当は認められておりません。この点では利益を追求し、出資者を配当することを経営責務とする

株式会社等とは本質的に異なっております。介護保険制度によりサービス展開において広範な参入規制がされたところですが、第一種社会福祉事業と重なる特養については、完全市場原理による公平な競争、参入規制の緩和を論ずるべきではないということで規制が残っていると考えております。

以下、論点に沿って意見を述べさせていただきます。まず、特養への営利法人、医療法人、いわゆる参入規制の緩和についてどう考えるかです。意見としては特養ホームは歴史的にも将来的にも低所得者の重度要介護者への支援を行う使命を果たしております。その公共的福祉資源として、事業の継続性が担保されなければならない、他の法人格において同等の継続性が担保されるものは存在しません。よって、いかなる法人格にも特養ホームの参入は門戸を広げるべきではないと考えます。むしろ公的介護保険によるサービス提供の公益性と消費者の保護の観点から、社会福祉法人と同等の監査、指導、規制等を他の法人格の介護保険事業者にも適用し、適正な指導監督体制を確保すべきだと考えます。

理由を幾つか述べさせていただきます。まず、特養ホームというのは特殊な存在だということで、二つ目の丸ポツ、これはパワーポイント資料の4ページに書いてございますけれども、先ほども説明があったように、規制改革計画等において、中重度者の対応が必要ということでございますので、昨年4月から入所者は原則要介護3以上となっております。二つ目の丸ポツが6、7、8ページにあります。これも先ほど説明がありましたように、社会福祉法人改革によりまして、評議決機関としての評議委員会の必置や、一定規模法人への会計監査人の導入、社会福祉充実残額に基づく社会福祉事業、又は公益事業の計画作成の義務付けなど、他の法人格よりも高い水準の公益性が担保されることになっております。

次のページにまいりまして、これらのことから、特養ホームを運営する社会福祉法人は、以前より高度な公益性を具備したものと捉えるべきであり、こうした社会福祉事業については、営利事業とは本質的に異なるものであって、完全市場と同一に考えるべきではありません。

また、特養の特殊性としては、①セーフティネットとしての役割、②入所の必要度による公正な利用決定、③家族の状況等を問わない無縁故者等への支援が挙げられます。

まず、①のセーフティネットに関しては、制度上、措置による入所が認められております。また、特別養護老人ホームを運営する社会福祉法人等による低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度が実施されていることは、特別養護老人ホームを運営する公益性の高い社会福祉法人のセーフティネットとしての役割を捉えた制度です。これは8ページに資料がございます。

続きまして、②の必要度による公正な利用決定ですが、特養ホームは基準等において、施設への入所者の必要性の高い人の優先的な入所に努めることが義務付けられております。また、入所申込者の特に多い地域、東京都等においては、入所の申込受付は行政が行い、優先順位を付けて施設に必要度の高い者を送付し、入所決定を施設に促している地域もあり、単純な契約だけで入所が可能となっているわけではありません。これは9ページでございます。

三つ目の家族の状況等を問わない支援として、特養においては入所者の入院期間中、3か月以内に退院することが見込まれる場合、その間必要な便宜及び退院後、再び施設入所が継続になるようにしなければならない旨が規定されております。このような形で、行き場所がない人たちをつくらないようにしております。

先ほども申し上げましたが既に広範な参入が進んでいる中であえて特養への参入規制を緩和する意義に乏しいという理由もあります。これも資料11ページにございますが、現在の介護保険事業への参入状況を見ても、既に営利法人が5割を占め、社会福祉法人・医療法人が2割を占めていて、施設サービスについては医療法人も3割が参入しており、現在でも様々な事業者が参入している実態にあります。

また、さらに現法体系のもとでも営利法人・医療法人が関連法人として社会福祉法人を設立して特養を運営していることから、参入規制を緩和する意義に乏しいと思われます。これは12ページにございます。

続きまして、参入規制緩和の危険性についてです。三つ目の丸ポツにありますますが、これは資料の13ページ、14ページにありますますが、現在、介護サービス全体でみても社会福祉法人は他の法人格と比べて、最も高い給与水準にしている実態があります。仮に特養への参入規制を行うとすれば、ようやく改善の兆しが見えつつある介護職員の処遇改善に水を差すばかりか、人命を預かる特養における事件・事故がますます多発する危険性があると思われます。

続きまして、事業の継続性についてでございます。特養ホームを経営する社会福祉法人は、社会福祉法の定めにより、国・地方自治体に代わって社会福祉事業を担う公共的性格を有することから、格段の事業の継続性、撤退規制を求められています。仮に経営等に事故があつて、継続困難となつても、他の社会福祉法人に継承され、最終的には国庫に帰属します。

一方、介護事業を展開する営利法人は、出資者である株主への利益還元を命題としており、採算が合わなければ市場撤退を行うこととなります。利用者にとっては、経営主体が変わるたびに、経営理念、利用料、サービスの質等が変動する不利益を被るばかりか、実態としても指定取消・効力停止処分は営利法人が最も多く、コンプライアンスにおいても脆弱な状態です。

これは資料の15ページでございます。

続きまして、介護保険事業者の公益性の担保についてでございます。次のページにまいりまして、昨今の高齢者に対する虐待・殺人等の痛ましい事件や、倒産の増大などを考えると、公益性の担保の観点から、16ページにありますような社会福祉法人に準じた規制と指導・監督が必要だと考えております。これが参入規制に関する意見でございます。

残りの論点については、意見のみを述べさせていただきます。特養と有料老人ホームとのすみ分けについて、これに関しては、特段のすみ分けは必要ありませんが、有料老人ホームにおいては適正な規制や監督が必要だと考えております。

3番目の指定管理者制度の有効な活用については、各自治体に現状の取扱いを再度通知したもので足りると思われまます。

続きまして4番目の総量規制の在り方に問題はないのかということについては、現行の取扱いで問題はないと考えます。むしろ地域包括ケアシステムの構築に向け、施設・在宅サービス両輪でいかに充実を図るかを勘案すべきだと思います。

5番目の特養への待機者を解消する方法としてはどうかということですが、意見としては、要介護3以上に入所者が限定されて以降、待機者の状況に関する実態が把握されていないことから、厚生労働省の調査結果を待って検討すべきだと思います。上記と同様、地域包括ケアシステムの構築の観点から、施設・在宅サービス両輪でいかに充実を図るかを勘案すべきだと思います。

以上でございます。

○井手座長 ありがとうございます。

それでは、結城委員。

○結城委員 では、これの論点に準じて意見を述べたいと思います。

まず、特別養護老人ホームの営利法人、医療法人の参入ですけれども、私は結論から言うと反対でございます。基本的には株式会社に関しては、まだ特養、特に入居のところは反対でございます。医療法人に関しましては、社会医療法人や特定医療法人においては私は参入してもいいのではないかと考えております。ですから、今後、特定医療法人とか、その辺の様子を見てから、一般的な医療法人は議論する必要があると思います。

まず、株式会社の参入になぜ反対かと申し上げますと、株式会社というのは基本的にはまず利用者さんと働いている人、それから株主、その三つから私は経営が影響を受けると思います。社会福祉法人、ある意味、そういうところは働いている人と利用者を基本としながら運営をし

ていくということです。どうしてもやはり株式会社というのは、投資した人のことを見ますので、現在でも特別養護老人ホームは非常に待機者が多いです。一部の地域は大分解消されているところもありますが、実際、これだけ多いと恐らく同じ要介護5とか4の人でも、効率性を重んじますと利用者の選定ということになります。処遇困難ケースはできるだけ避けるという、そういうような事態も起きかねないと思います。社会福祉法人はその点は、確かに一部の社会福祉法人は正直申し上げると、私もサービスの質はどうかというような議論があります。これは有料老人ホームのほうがしっかりしているというのは、これは否定はいたしません。ただ、基本的には市場経済をやっていくということは、利用者を選定することになりかねないので、やはり公共性という立場で特養の入居というのは必要だと思います。

二つ目ですけれども、有料老人ホームと特養のこの線引きですけれども、基本的には特養は低所得者や処遇困難ケースの方が入っていただいて、有料老人ホームは資産や年金が高い人に入っていただくというのが基本だと思います。ただし、保険料を払っているのはこれは中高所得者のほうがすごく高い保険料を払っていますので、社会保険という性格上、特養を中高所得者に拒否することはちょっとこれ難しいと思いますので、更なる資産とか年金額、収入を踏まえて、特別養護老人ホームには経済的に恵まれた方には高い値段設定をして、緩やかな線引きをしていただいて、有料老人ホームとの差をなくしていくということで、ある程度線引きができると私は考えます。

三つ目の指定管理者制度ですけれども、基本的に私は特別養護老人ホームの指定管理者制度は反対です。なぜかという、指定管理者制度そのものは、基本的には図書館とか公民館とか、そういうものには非常に私は適した制度だと思いますが、病院などを見ますと、これが多分契約の期間が5年とか10年ですが、その先は分かりません。実際、介護の人材、今、介護士不足が非常に問題になっておりますが、やはりこれは人材を蓄積していかなければいけませんので、5年とか10年で一定程度運営が保証されるということは、長期的なビジョンで人を育てることができません。その意味では不安定な立場では、私はこれは対人サービスは難しいのではないかと思います。一部、私もかつて指定管理者制度の公立病院などを見ますと、様々な問題点があったということ进行分析しております。

四つ目の現行の総量規制の在り方ですけれども、原則的に私は総量規制はきちっと持続してやるべきではないかと思っております。一部、解消されてはいますが、例えば、介護保険が始まって16年たちますが、デイサービスというものは一部の都市部を中心に非常に供給過剰になっています。これは総量規制の問題、私は市町村の介護保険事業計画、簡単に言いますと、

保険者の自治体の責任もあると思います。実際、こういう供給過剰で財政が厳しい中、無駄な供給を増やしてしまっているという現状もあるわけであります。ですから、ここはやはり自治体をきちっと、もう一度監督、そしてきちっとした介護保険というのは計画経済でありますから、完全市場ではありませんので、自治体の保険者機能をきちっとする意味でも総量規制をしていかないと、無駄な給付費が生まれてしまうということがあります。これは有料老人ホームにおいても、最近ではサービス付き高齢者住宅の一部住所地特例が入りましたけれども、囲い込みということもあります。これまではデイサービスのお泊まりデイサービスという、夜、保険外サービスでそれで囲い込んでいるという例もありますので、一定程度の総量規制というのは考えるべきだと思います。

五つ目ですけれども、特別養護老人ホームの入所を待つ待機者を解消する方法、私はこれはこれまでの厚生労働省の政策が一部間違っていたと思います。現在は例外を除いて個室のユニット型しか新設を認めていません。実際、特別養護老人ホームのニーズは、もちろん個室ユニット型を望む人もいますが、やはり国民年金のみの人たちは4人部屋という多床室を望んでいるわけで、更なる私は多床室を増やしていくべきだと思います。一部の地域では、ユニット型個室の待機者は少ないんですが、4人部屋の待機者は非常に多いという、そういう施設もありますので、ここは私の意見としては、厚生労働省の個室ユニット型に特化した新設の特養新設に関しては見直すべきだということから始めるべきだと思っています。

最後に、株式会社というのは非常に私はいいいサービスを提供する反面、悪いサービスも提供すると思います。もちろん社会福祉法人もそれは一部あると思いますが、市場経済に基づく株式会社は、いいサービスと悪いサービスの差がありますので、やはり私はここは慎重な議論が必要であると考えます。例えばもし特別養護老人ホームを株式会社が持ちますと、待機者に対してのサービスをいろいろ勧誘するとか、そういうビジネス的なことも考えられるかもしれません。ですから、この辺では非常に市場経済というものを介護保険において、これは飽くまでも一部市場経済であるし、半分はやはりきちっとした規制や、自治体や国がしっかりと監視をすべきだと思います。

以上でございます。

○井手座長 五つの論点について、非常に厳しいというか、反対の論点というのが議論されたわけですが、当然、今の結城委員の意見に対して反論もあるだろうと思いますし、賛同する方もいらっしゃると思いますが、いかがですか。

○鈴木委員 いっぱい論点がありますけれども、まず、何か全部言ってしまってから、それで

議論になったほうがいいかなと思いますので、ちょっと長くなりますけれども、全部意見を述べさせていたいただきたいと思います。

私は規制改革会議の委員もやっておりましたし、今、国家戦略特区で八代委員とワーキングの委員もやっております。そういう立場の者というふうなお話でございますけれども、ここは政治決着というか、政治的に何かネゴシエートする場所ではないと思いますので、私は経済学者ですけれども、経済学者の観点から考えて、健全な市場育成とか、競争とかというような観点から、こうあるべきというようなお話をさせていただきたくて、別に今の制度がどうだからとか、そういうことではなくて、こうあるべきという話をさせていただきたいと思います。

まず、介護保険が始まってからもう16年たっているわけでございますけれども、出発点においてはそもそも介護保険が始まる前は、市場という概念は全くありませんで、措置ということで、要するに公の自治体なり、行政が介護サービスを必要とする弱者に対して措置をする、福祉の観点からこれをやっていたわけですね。だから、その時代のいろいろな制度を引きずっておりますので、最初の時点でいろいろややこしい制度になっていたというのは、ちょっとしよがない面があるかなと思うんですけれども、もう既に16年たったんですよ。随分、マーケットメカニズムという意味では株式会社も入りましたし、有限会社も入ったし、NPOも入ったし、それぞれ競争という観点から、割と健全な市場が育成されてきたので、基本的な考えとしては、なるべく普通の市場、普通の世の中にある会社が経営しているような市場メカニズムに乗せていくというのが、私は必要な観点なのではないかと思います。そのほうが効率的ですし、公平ですので、なるべく市場メカニズムに乗せていくというのが基本的な方向であるべきというふうに思います。

医療の場合は、これは情報の非対称性といまして、お医者さんと患者の側で持っている情報が違うので、これはマーケットメカニズムに任せておくと、お医者さんが勝手な、患者が望んでいないようなことをやったりする可能性があるということで、我々市場の失敗と呼んでいますがけれども、市場の失敗が起きるので、これは完全に市場でやるのはまずいですねということになっているわけでございますけれども、この介護のマーケットは基本的にそういうことはないんですね。要するに老人の対人サービスという観点からは、ほかのいろいろなものは普通に価格規制もなく、参入規制もなくやっておりますから、何か規制を設けて計画経済でやる理由というのは一つもないんですね。歴史的には確かに最初の出発点がそうだったからということでもありますけれども、経済学的に考えて、この介護のマーケットを計画経済のままでやるという理由は何一つないと思いますので、私は基本的に価格も参入規制も撤廃していくというよ

うなことで、公正な競争を促すのが正しいやり方だというふうに思います。

まず、論点でございますけれども、最初、森委員がおっしゃったように、今回は参入規制の問題というのが非常に大きく取り上げられているわけですが、これは単なる参入規制の問題ではなくてイコールフットイングが重要な問題なんです。だから形式上、社福と公営の法人しか入れないという参入規制の問題もあるんですけれども、それが変わったとしても、もう一つイコールフットイングというか、社会福祉法人が競争上非常に優遇されているという問題があるので、これはやっぱり両方議論しないと公正な市場をつくるという観点からはまずいだろうと。だから参入規制の議論だけではまずいだろうというふうに思います。

まず、規制改革会議は大分この辺は踏み込んだ議論をしておりますけれども、前回の政治決着ですね、要するに、規制改革会議は参入規制というのはもうやめるべきではないかというふうに言って、その後、どういう決着をしたかという、御案内のとおり、要介護3以上にその特別養護老人ホームは限る、そして、低所得者を優先的に入れる、公的な性格を強めるのだから、だから今のままの参入規制にすべきだという、そういうちょっと政治的な決着になったわけでございます。

これは単なる政治決着にすぎなくて、理屈的には全く私は理解不能だと思います。というのはどういうことかという、例えば要介護3以上、そして低所得者が守られるべき人だということであるとすると、これは今特別養護老人ホームに入っている人ではなくても、要介護3とか、低所得者はいるわけですね。グループホームなんか随分入っているわけですが、この人たちも守らなければいけないわけですね。でも、そっちのほうは野放しにしておいて、特養に入っているところだけを守るというのは、これはいかがなものか。公平性の観点からいかがなものかというふうに言えると思いますし、もし、この要介護3と低所得者を公的な性格で守らなければいけないということであったとしても、株式会社が入って何らおかしくない。つまり、医療法人もそうですけれども、入って何らおかしくない。つまり、彼らに対しても要介護3以上にして、なおかつ低所得者を優先的に入れてくださいねというような条件を課せば、全く問題ないのではないかと思いますので、この何か政治決着で終わりと考えてもらっては困るので、これは何の理屈もないというふうに私は考えております。それで、もしやるのであれば、我々の普通の経済学が考えるようなマーケットでこういう人たちを守らなければいけないということであれば、施設に対して補助するべきではなくて、要介護3以上、あるいは低所得者という人たちを本当に公的な性格を強めて守るべきということであれば、彼らに対して直接補助をして、どこの施設に入っても彼らが安く入れるような、例えば経済学者はバウチャーと

いう制度がいいと考えているわけですが、利用者に対して直接保護するというような観点が私は望ましいと思います。

それからすみ分けです。特別養護老人ホームと有料老人ホームのすみ分けというのも、これも現実的な妥協としては、そういうことをこれまでずっと考えてきたわけですが、競争を促進するという観点からは全くおかしな考えであって、例えば特別養護老人ホームのほうに株式会社とかNPOとか医療法人なんかが入ってもいいということであれば、この有料老人ホームのほうに逆に社会福祉法人とかが入ってきていいわけなので、両方のマーケットでいろいろな多様な法人が入ってきて競争するというのが、市場競争、公正な競争という観点からは望ましいわけです。したがって、すみ分けする必要は全くない、両方とも両方できればいいじゃないかというふうに私は考えます。

それから、ここには書いてございませんけれども、イコールフットィングのことなんです。先ほど森委員のほうから、競争条件が担保されなくては、たとえ参入規制が撤廃されてもとも入れませんというのはそのとおりで、やっぱり競争条件というのはしっかりイコールにしなければいけないと思います。税金ということについて、優遇税制ということについてはこれは両方あり得るだろうと思います。つまり、明らかにもう介護事業というのは収益事業になっていますので、収益事業をしている非営利法人に対して税を課さないというのも変な話なので、両方とも税をなくす。これは多分望ましいと思っていらっしゃるかもしれませんが、両方課すというので私はいいと思うので、そこが両方競争条件が等しくあればいいだけの話なので、これはいろいろ考え方があると思います。ただ、やっぱりおかしなのは、施設整備費といまして、社会福祉法人が特別養護老人ホームをつくる場合には、建物代を公費で出してもらえというようなことになっていて、全額ではありませんけれども、かなりの割合、大体半分ぐらいですね、今、出してもらえというようなことになっています。一方で株式会社とかNPOをやる場合には、全く出なくて、これは介護報酬の中からだんだん取って、その投資分を回収しなければいけないということになります。これでは全然公正な競争ができるわけはありませんので、ここは少しイコールにしなければいけない。

その意味で、私はそもそも施設整備費という考え方もはや時代に合っていないのではないかというふうに考えております。と申しますのは、この規制改革会議の時代から、私は介護の専門委員だったので、随分、厚生労働省とはやり合っていて、今日厚生労働省の方がいたらちょっと聞いてみようかなと思っていたところなんですけれども、そのころ、社会福祉法人に対してだけ施設整備費を出すというのはどういうわけかという、これは憲法87条というもの

が問題を規定していて、株式会社は公費で施設整備をすると、その公費が株式会社のものになってしまうので、だからこれは公費、要するに公的なお金なので、それは株式会社の所有物になるというのはおかしいので、だから社会福祉法人にしか出せないんですよ。社会福祉法人の場合にはこれは社会福祉法人のものなので、どこかに帰属するというものではありませんので、だからいいんですよという話になっていたんですけども、ただ、最近ではそれはちょっとおかしくなっていて、まず第一に特別養護老人ホームの介護報酬の中には施設整備費が入っているんですね。だからこれはちょっと理屈がおかしいというのが、まず第1点です。

それから第2点は、厚生労働省は87条、87条ってずっと言っていたんですけども、社会福祉法人が特別養護老人ホームをやっている一方で、社会福祉法人は今保育もやっています。保育のほうはもっと施設整備費が出ておりまして、4分の3、建物代を出してもらえるんですけども、それは社会福祉法人にしか駄目だったはずなんですけども、最近、いろいろ変わってまいりまして、株式会社でも建物の補修をして階段をつくるとか、何かそういうことに関しては施設整備費は使えるということになりましたので、一体これどういう仕分けになっているのかというのが疑問なのと。それから、ついこの間のニュースですけども、事業所内保育所という、会社がやっている保育所に関する施設整備費は、新聞報道によりますと今度出すという方針になっているんですね。だから、これはちょっときちんとこの法律上どうなっているのかというのを確かめないといけなくて、もしそういういい加減な運用をされているのであれば、株式会社に施設整備費が出ないというのはちょっと理屈が通らないということだと思いますので、イコールフットィングということについては、ちょっと参入規制とは別に考えをもうちょっと詰めるべき点があるのではなかろうかというふうに思います。

すみません、長くなりますけれども、あと二つだけ申し上げたいと思うんですけども、指定管理の話です。指定管理の話についてはこれは厚生労働省が通知を出したということで、一応彼らの責任は終わっているということなのかもしれませんが、実態がどうなのかというのはもうちょっとよく見るべきだと思います。というのは、保育でも全く同じことがあります。保育の認可保育園について、株式会社という理由だけで、これも全く同じで自治体にローカルルールがあって、勝手に判断して株式会社は駄目というようなことをしているような運用があったわけですね。それは駄目ですという通知を、これもやはり大体同じぐらいの時期なんですけれども、一昨年、株式会社という理由だけで認可保育所の申請を断っては駄目よという通知を出したんですけども、実態としてはずっとそういうことが続いております。

自治体が独自に断っているという理由もありますし、それからもっと込み入った断り方をし

ていて、要するに認可保育所をやった実績がある法人にしか駄目だというような、過去3年間やったことがあるところしか駄目だというような、そういう入札条件をかけられると、これは事実上、今まで開放していないわけですから、社会福祉法人しか駄目という実質的な規制になっているわけですね。というように、もろもろ実質的に指定管理で社会福祉法人以外が入れないようなルールにしている場合がありますので、これはやっぱり実態調査をして、もし厚生労働省の通知のとおりやっていないような、明らかにそれに反するようなことをやっている場合には、例えば公正取引委員会が何か強い命令みたいなことを出していただくというのも、あり得るのではなかろうかというふうに思います。

そして、総量規制の問題でございますけれども、そもそもこれ競争とか、公正とかいう観点からすると、総量規制はいいんですけれども、総量規制というのは要するに需給調整ですから、需給調整を介護保険事業計画に基づいてやっているということ自体がちょっと考えるべき時期に来ているのではなかろうかというふうに思います。というのは、普通のマーケットを考えると、需要があるわけですね。お客さんがいて、待機者が発生しているわけです。需要があるものについて、ではどうするかという話になるわけですから、計画に基づいて待機者が発生してもいいですというのは、ちょっとおかしな話でありまして、お客さんがいるのであれば、それに合わせるべく、総量規制なんていうようなことはしないというのが、基本的な考え方だと思います。需要があるんだったら供給も増やすべきだということでもありますので、この事業計画で縛っているというのが、ちょっとそもそもおかしいのではないかということです。

それからもう一つは、事業計画があるわけですが、実際には整備率は自治体によってはうんと低いわけです。計画は立てただけけれども、実際の整備率は低いというようなところで、しかし総量規制をやっているわけですので、整備率が100%ではないところで総量規制をやっているということの制度的な矛盾があるのではなかろうか。だから少なくとも整備率が100%ではないところは、総量規制というのはやってはおかしいというような、そういう考え方もあるのではなかろうかというふうに思います。

最後に、ここはちょっといろいろ御議論があると思うんですが、特養老人ホームの待機者を解消する方法ということですが、これはもう本当に経済学者としてお答えしますが、何でも世の中で待機が発生するか、保育所もそうですけれども、これは安いからです。価格が安くて規制されているからですね。安いところで規制されているわけですから、サービスを欲しい人はいっぱい出てくるわけですね。その価格ではやれない、採算が取れないという事業者は減るわけですので、待機者が発生するのは、もう価格メカニズムがゆがんでいるというこ

とに尽きると思います。その解消方法としては、介護の世界ではちょっと突拍子もないアイデアかもしれないんですけども、私は基本的に価格を自由化する、参入も自由化するということでは、この問題は解けないだろうというふうに思います。

ただ問題は、そうすると低所得者とか、そういう人たちをどうするんだという話になるわけですけども、それはきちんとバウチャーとか、要するに利用者補助という形で、利用者に対して補助をするというのが基本的な考えで、実質的にはもう有料老人ホームは例えば入居料という部分で価格を自由化しているに等しいわけですね。ですので、その価格を自由化するというのが基本的な考え方だと思います。

そして、もう一つこのマーケットをゆがめている理由があるんですね。それは何かというと、地域保険という原則を介護保険が採っているということですね。これは基本的に介護保険はその地域の中で全部閉じなさいということですので、特養も例えば東京のようにめちゃめちゃコストが高いところで、自分で整備しなければいけない。土地代も建物代も高いところで整備しなければいけなくてというようなことになっているわけですね。ただ、これは今後のことを考えると、東京都内の莫大なこれからの老人たちを東京都内で全部面倒をみるというのは多分不可能だと思います。住所地特例のように、違うところ、東京から出て行って、例えば千葉で特別養護老人ホームに入ったら、元の自治体が費用負担するというようなことを、一部そういうことを認めて、だんだんそれを広げてきているんですけども、やはりもうそもそも地域保険という考え方が限界に来ていて、東京だけで整備するというのは無理ですし、それから地方はどんどん今老人が減っていっているところもありますので、もう特養とか要らなくなってしまっているところもあるわけですね。それをそのまま放置すると、労働者が東京に移ってしまつて、結局、地方の特養がせっかくあったものが使えなくなったりしますので、それはもったいない話なので、もう地域保険という考え方をやめて、ポータブルに、要するに介護保険に入っているのであれば、どこに行っても同じ料金で老人たちが介護サービスを受けるというようなことに少し広域的な、あるいは全国範囲でもいいんですけども、というような保険の考え方をして、日本全体で老人ホーム不足という問題を解決するようなことを考えないと。地域保険という、小さな枠組みの中で全部考えようとすると、これはもう無理だ、対応不可能であるというふうに考えます。

すみません、長くなりましたが以上でございます。

○井手座長 ありがとうございます。大変重要な御意見を頂いて、結城委員と対立するような反論も結構ありましたけれども、そのほかいかがでしょうか。

○結城委員 鈴木委員、御意見ありがとうございます。

一つだけ、鈴木委員の意見も非常に経済学に基づいて、私の理解できるところがあります。

1点目、私が懸念しているのが、介護とか医療というのは、供給側が需要を掘り起こしてしまうという問題点が僕はあると思います。16年の介護保険の歴史を分析しますと、やはり要介護認定を受けさせてしまっているという面、特に軽度者のところとかですね。そういうところがあるので、そこをまず1点目、議論するとき注意したほうがいいのかと思います。

二つ目は、最初、冒頭申し上げたように、認知症の高齢者の方はこれからどんどん増えていきますので、ユーザー側がきちっと、もちろんケアマネージャーさんとか、いろいろな相談員の相談を受けても、対等に供給側と需要側で契約を成立できるかどうかというのは、今後、私は難しくなってくると思うんですね。その意味で、競争原理というのは確かにいいサービスを生むということもできると思うんですけども、ユーザー側の潜在能力というんですかね、例えば経済学、先生方のほうが詳しいですけども、アマルティア・センなんかはそう言っていますけれども。潜在能力が非常に落ちてきているというところなので、そういうことも議論しながら介護の在り方を議論するほうが私はいいかと思います。先ほど……

○八代委員 認知症を例外というふうにできないんですか。自分で判断できない人は、もちろん公的部門がちゃんとサポートする。それ以外の人は、鈴木委員が言ったみたいな市場に任せる。

○結城委員 なかなかやっぱりこの今、400万人、500万人とっていて、今、地域包括支援センターとか成年後見制度がやっているんですけども、なかなかそれが完全に機能していないというところで、どうしてもそこに埋もれてしまっている人がいて、これから2025年、やっぱり700万人になってくると、なかなかそこを例外とするのは私は難しいかなと思うんですけども、その辺……

○八代委員 ただ、母体となる高齢者は、特に後期高齢者はもう数千万の単位で増えるわけですから、700万といっても、一部の認知症の人を前提にして利用者が自分で判断できないから公的に何かカバーしなければいけないといったら、昔の措置制度に戻ることと同じわけですね。

○結城委員 個人的には僕は一部はやっぱり措置制度をきちっと復活させていかないと、これからの高齢者というのは社会で支え切れないのかなと。ちょっとパターンリズムというところになってしまいますかね。

○八代委員 認知症の人は措置でいいというのは当たり前ですが、それはあくまでも例外であって、それ以外の人は市場でやるという原則が必要です。鈴木委員も別に認知症の人を勝手にやれとは言っていないわけですよ。

○結城委員 もちろん、そういうつもりではない。

○鈴木委員 どっちをスタンダードに置くかという話ですね。だからどっちがマジョリティかということですね。そしておっしゃったように、成年後見制度とか権利擁護の仕組みもあるわけですので、問題はそれを社会福祉法人だけがやっているとか、非常に限られていることですね。こっちのマーケットをむしろ広げて、ケアマネージャーがやっても私はいいいと思いますけれども、要するに認知症の方のことをきちんと保護できるような別の代理人というのを、そのマーケットを機能させればいいのではないかということですね。そして、最初におっしゃった点で、医療・介護はマーケットメカニズムでやるのは問題がある、掘り起こしが起きるといってお話ですけども、医療はそうなんです。だけれども、介護はどうですかということで、これは掘り起こしと考えるかどうかですけども、掘り起こしというのは情報の非対称性があって、お医者さんと患者のように、全然知識が違うということだったらそれはあるんだけど、今、介護が需要が出てきたというのは、掘り起こしではなくて、そもそものニーズが出てきているだけなので、情報の非対称性に基づいていないものは、我々経済学者は掘り起こしとは呼んでいません。

○八代委員 軽度なほうは、確かに掘り起こしの可能性はあると思います。だからこそ、今、厚労省もできるだけ軽度から重度に移そうとしているわけですね、介護保険の重点を。

○結城委員 その辺は、ちょっと私……次回是非価格のところであれなんですけれども。すみません、ちょっとここで次に。

(結城委員 退室)

○井手座長 今、鈴木委員がおっしゃった掘り起こしというのは駄目なんですか。供給側が需要を掘り起こすというメカニズムというのは好ましくないのでしょうか。

○鈴木委員 つまり、両方同じ情報を持っていて、掘り起こしていろいろな定義があるんですけども、両方同じ情報を持っている状態について、患者の状態とか、そういうのもよく分かっている、普通はネゴシエートするわけですね。ネゴシエートして、売りたい人と買いたい人がいて、買いたいけれども、余り高い料金は嫌だ。ネゴシエートして、両方が納得するような条件の量を買うということであれば何も問題がないわけですね。コンビニでおにぎりを買うのと全く同じです。だけれども、どっちかが判断力が弱いとか、どっちかが情報をもつごく

持っている、知らない情報まで持っている、あなた本当は風邪なのに、あなたは糖尿病ですよと言って検査してしまうとかいうような無駄が発生しますので、それを我々は掘り起こしと呼んでいます。だから、今の介護サービスを使いたいという人がどんどん増えているという状況は、介護事業者と本人が持っている情報が全然違って、何か無理に売りつけられるということがあれば、これは掘り起こしですけども、私はそれは基本的にそんなことはないと思います。

○井手座長 先ほど瀬戸オブザーバーが言われたところで一つ気になっていたのは、参入規制のところでは法人格を持っている株式会社でも、社会福祉法人の資格を持って参入してくる人がいるだろうという話ですけども、もし、株式会社が、社会福祉法人という資格を取って参入するとした場合、これは何がハードルになるのでしょうか。

○森委員 やはり株式会社は株主に説明ができないというか、社会福祉法人はまず寄附で、寄附する目的ですね。株主から預かったお金を寄附という形で出して、社会福祉法人では当然利益を流出しないわけですから、我々株式会社、寄附という形がそれがどのような会社に戻りターンをもたらすのかというところで、そのロジックが成り立たないので、株式会社が社会福祉法人に対して寄附をしてやるというケースは、おっしゃるとおり中には企業経営者の方が自ら寄附をして社会福祉法人を設立してやるケースがあります。また、会社も一部寄附をして、社会福祉法人をグループの中で……

○井手座長 要は例外的なケースですね。

○森委員 そうですね。それは例外的ですし、広範囲は無理ですし、株式会社をやっている事業との関連性というんですか、それはやっぱり株主に対して説明がなかなかできないというところですので、それはごく一部の例かなと。

○八代委員 あと、ちょっと補足ですが、なぜ株式会社が参入したほうがいいかというのは、やはり規模の利益というのがあるのですね。つまり、社福であればどんないい社福であってもやっぱりそれは限られた事業の規模になる。やっぱり寄附に基づいていますから。だから、優れたビジネスモデルの事業者が、出資をすることで、一種のフランチャイズができる。そうすれば、正に統一的な方針でそこで働いている人の教育訓練もできるし、それからいろいろなノウハウも共有できる。それから何よりも我々が大事だと思っているのは、コーポレートブランドです。つまり、全国的なそういう介護施設のネットワークができて、それがお互いに競争していると、その一カ所でも例えば虐待だとか問題が起こったら、そのコーポレートブランド自体が棄損するわけですね。だからそれはそういうことをさせないインセンティブができてくる。

だからそれが社福のような単独の事業形態だと、すごくいいところもあれば悪いところもあるというときに、悪いところを淘汰するメカニズムはなかなか難しいし、利用者からいっても、どこに行けば安心した介護施設であるとか、介護サービスが提供できるかという目安がつかなくて、結果的に情報が不足してしまうわけですね。だからもちろん厚労省も、特定社会医療法人みたいな制度をつくって、医療法人であっても寄附行為でつくる。そのかわり出資ができるという制度をつくったのですが、これはなかなか医療界には評判が悪くて、実際の病院が余り機能していない。だからこれはむしろ社会福祉法人のほうの経営者にお聞きしたいのですが、社福でどんどんネットワークをつくって、広域で展開するということはできるんですか、逆に言うと。もちろん、そういうことをやっておられるところもあるわけですが、やっぱりどうしても資本関係がないことによってできにくいという話を聞いているんですけども。

○榊田オブザーバー 社会福祉法人自体の問題というのは、やはり零細企業体質と言われて、1法人1施設というのが長く続いていました。介護保険分野という形が形成されてきて、今までは社会福祉法人は福祉事業のみをやっていたところに2000年に介護保険制度ができて、いわゆる社会福祉と介護とが一つの分野で一体化になって、この特別養護老人ホームというのが、その中で福祉事業と介護事業をセットで提供することになりました。ですから、今民間参入うんぬんという部分で一番私たちが反対している部分は、福祉分野をどうしていくのという部分です。介護は対等な関係で競争すればいいんですけども、福祉の部分はどうするのかというのが一つ残ってきます。そこが違う課題として考えなければいけない。というのは、やはりセーフティネットとしての社会福祉法人、特別養護老人ホームの役割というのが一つあります。特別養護老人ホームを今回議論する中で、特養単体の議論ではなくて、特別養護老人ホームにはあらゆるサービスがひっついていきます。在宅サービスもやっているし、地域に対するいろいろな活動をやっています。それが一つのパッケージで地域の中の福祉の中核的な存在になりつつあります。その形になれないところはもう要らないというふうな形にもつながっていきます。ですから、その福祉分野と介護分野の中で、限られた地域だけではなくて、広域的な活動をするということについては、今までの社会福祉法人制度という枠の規制部分が非常に問題でした。その問題については今回のこの4月1日からの社会福祉法の改正でできるかどうかというのは、ちょっとまだ課題は残っています。

ただ、もう社会福祉法人もきっちりガバナンスを持ってやっていくためには、制度改革だけではなくて、法人自体が生まれ変わらないといけないというのがこの4月1日からのスタートの制度改革と思います。その中でやはり競争力を持つという部分ももちろん必要だし、これだ

け介護職員さんが集まらない時代というのは、当然職員待遇も上げていかなければいけない。今日提出している資料の中で、確かに介護職員の給与というのは、社会福祉法人がかろうじて高いほうなんです。ただ、それでもまだ低いわけですので、そこの部分というのはやはり効率化の部分を展開しないと、もう一段給与アップというのには持っていきません。このように、単に民間参入を特養にどうするということではなくて、全体として今介護というのは大きな曲がり角に来たのかなと思っています。株式会社等も含めて、企業体が余りにも小さ過ぎるというのがあって、そこの問題でやはりいろいろな課題が発生しているのかなと考えています。ただ、特別養護老人ホームについては、最後まで要介護高齢者の最終的なセーフティネットとして必要不可欠です。特に今、高齢者のニーズというのは多様化してきています。一人一人の福祉ニーズというのは、低所得者だけという判断ではなくて、認知症の問題もあるし、いろいろな要望というのがありますので、それに合わせたきめ細かな福祉サービスという部分は、やはり社会福祉法人なりがそれはそれとしてやっていくべきではないのと。特別養護老人ホームに民間参入をして株式会社がその部分までやってくださいというのは、少し無理があるのかなと思います。

今回の社会福祉法の改正で、地域貢献という部分、強化されましたので、それをひっくるめて展開しなければいけないのかなとは思っています。ただ、規模拡大というのはもう避けて通れない時代には入ったと思っています。

○八代委員 ただ、逆に言いますと、社会福祉法人というのは長らく特養を経営してきたノウハウもある。それから何よりも非営利であって配当しなくてもいい。ということは、実は高い競争力があるということになりませんか、株式会社に比べて。だから別に株式会社を排除しなくても対等に競争できる存在ではないかと思うんですが、どうなのでしょう。

○榊田オブザーバー 価格競争の問題とか、サービス競争だけの問題ではなくて、それ以外の分野をどうするかというのが、もうこれからの課題になります。ですから、本体のいわゆる介護の部分、サービスの質を上げるうんぬんというのはもう当たり前で、地域に対してどれだけの役割が果たせるのか。そこの部分は逆に言うと、介護で得た収益をもってどう地域に貢献していくのか、いわゆる還元していくのかというのが問われています。そのためにやはりそこで競争して言わば精力をすり減らすのではなくて、地域貢献という問題のほうに主力を置くべきだろうと。それが今、特別養護老人ホームと社会福祉法人に一番に求められている内容ではないのかなと思っています。

○八代委員 ただ、社会福祉が赤字だったら介護保険の黒字でカバーしなければいけないとお

っしゃる意味だと思うんですが、それは社会福祉というのはやっぱり国がというか、地方がちゃんと面倒を見なければいけない部分ではないのでしょうか。障害者も含めて。

○榊田オブザーバー 基本はそうなんです。でも制度のはざままで困っている人とか、これからどんどんまた新しいニーズが出てきます。それにどう対応していくのか。いわゆる行政が対応する前の段階の部分というのをやはり社会福祉法人が担わなければ、社会福祉法人の存在意義というのはないと思います。もう行政の後を追っていただけだったら、もう株式会社が行うのと同じだと思います。指定管理と同じ概念ではもう駄目だと思います。

○齊木委員 いろいろと御意見をお伺いしまして、私もまとめてと思います。最後におっしゃっていただいた社会福祉法人のこれからの生活困窮な方々への対応だとか、複合的な方への対応が必要だということは、私はそれはアグリーでして、ただ、高齢者というところとの区別でいうと、人数の規模が圧倒的に違うということで、これはちょっと一回分けて議論させていただく前提にお話をさせていただければと思っています。

私も大きくはイコルフットィングに関しては、先ほどの鈴木委員の意見と私は基本的には同じ意見でございまして、イコルフットィングの観点からいうと同じだろうと。ただし、市場と見るのか準市場と見るのかみたいなところについては、私は完全な市場とは見にくいなというふうに思っていて、それは結城委員のおっしゃることとも関連するんですが、例えば実際にはこれは被保険者によるガバナンスが効いていないというところが、私は介護保険制度の今、脆弱なところだというふうに思っています。

それはどういうことかというところ、例えば家事のサービスなんかは典型ですが、やはりやってもらったほうが利用者としては有り難いと。供給できたほうが事業者も有り難い。誰もそれに対して、私冒頭で申し上げましたが、介護保険制度でいうところの供給を上げていくとか、自立支援していくというところに対するガバナンスというか、ブレーキと言ったら言い過ぎかもしれませんが、ここの部分の機能が必ずしも十分に働いていないというところで、両側を回していきますと供給過剰に陥るということはあるんだと思っています。

その観点で被保険者からのガバナンスというのは、現状では保険者が代行的にやるわけがございまして、ここのところは効かない中で、供給を更に加速していくようなやり方というのは、全体としては財政の問題もありますし、人材的なところにも波及してしまうんだろうというところが一点懸念しているところということでもあります。

では、どうするのかといったところでいきますと、やはり今のルールというのは、基本的にインプット側というか、プロセス側のルールになっていると思っています。これは厚労省の

ほうでも、アウトカムベースのほうに持っていか、包括払いでアウトカムベースに持っていくという方向、議論が進んでいますが、私、べき論としてはそちらがまずあって、それによってガバナンスが効いて、過剰な供給というものにブレーキをかけるような中で、あとはイコールフットイングをして質の競争をしましょうと。要するに質の競争の尺度がない中で供給過剰というところのブレーキというところが外れてしまうというのは、懸念だということだと思います。

それと、特養に関しての議論が今日の論点でございまして、そこに関して触れますと、私、2個目のすみ分けに関しても先ほど鈴木委員におっしゃっていただいたような施設向けではなくて、個人単位というところがべき論としてはベースにあるべきだろうというふうに思っています。現に居住系のサービスはそちらの方向に向いておりますので、基本線はこちらだろうということをおもっています。そういう意味でいうと、特養のすみ分けについても、所得段階、所得階層に応じた利用料設定ということが必然的に出てきているかと思えますし、その延長としてのバウチャーみたいな話が出てくるというのが、これは筋論だろうというふうに考えております。そういった意味で、すみ分けを図る方法というのは、先ほどの委員のところには私は賛成でございまして。

それとあと、クリームスキミングの問題への対応というのを、この業界でございまして考えておかなければいけないと思えます。先ほどの認知症とか処遇困難であるとかという方々に対して、確かに営利的な発想で運営をしてしまうと、つついクリームスキミングの方向に走ってしまうリスクがあるというところがございますので、例えばここについて言えば、法人格を問わず、一定程度確実に引き受けるというような、ある意味は適正規制というか、そういった責任を負わせるといったようなルールをしていくであるとか、あと先ほどのアウトカム評価の結果でございましてけれども、やはり情報の非対称性というのはまだそうは言っても残っているところがございますので、ディスクロージャーの徹底であるとかいったところは、同時にやっつけていかなければいけないだろうというふうに考えています。

最後にですが、先ほどの議論にありました適正の規模というのがやはりあるだろうと思っております。私も仕事柄、どっちかというと事業所の分析とか自治体の分析をすることがございますが、事業者に関していうと、先生方の前でありまして、死の谷の手前側というところの事業者が現に多いというのも実態として明らかになっているところがございます。そういった意味では、余り過度な誘導政策はよろしくないのだと思っておりますが、適正規模以上のほうに誘導していくような基準というのは、誘導政策としては一つ考えられてもよろしいのではないかなと思

います。もちろん、過疎地であるとか、人口が減っていく地域においての特例措置というのは考えるべきだと思いますが、これからの高齢化の一番人数の多いところというのが都心郊外部ということで考えるならば、最低限の適正な規模ということを出していく、それによって結果的に継続性を担保し、実際、規模があるほうが人材の確保とか継続もしやすいといったようなデータも一部出ているところがございますので、そういったところでより良い取組をしているところが残りやすくしていくというのが、本来の競争環境という意味でいうと必要なのではないかなというのが私の意見でございます。

○井手座長 今の最後の適正規模というのは、今の社会福祉法人のやり方では、なかなか適正規模の観点からすると、規模の経済性というのは発揮できていないという意見なんでしょうか。

○齊木委員 法人格によるというよりは、各サービスの運営基準というものがございまして、そこで設備、人員の基準が定められております。そのところの基準を徐々に徐々に上げていくというやり過ぎかもしれませんが、経済的な考え方から言えば、上げていって、なるだけ規模をとっていける方向に行っていただくというのが一つの考え方だろうと。これは法人格の問題ではなくて、介護保険制度の運営基準のほうの課題だというふうに認識しています。

○井手座長 残り時間も大分少なくなってきましたけれども。

○瀬戸オブザーバー イコールフットィングの話が出ていますけれども、先ほどの説明で述べさせていただいたように、逆に規制とか監督についてのイコールフットィングも考えていかないといけないかなと思います。株式会社も補助金はもらいます、でも従来どおりの行政による法人への定期監査は受けませんというのはいかなるもののでしょうか。こちらのイコールフットィングを含めて考えるべきかなと思っています。

それから鈴木委員がおっしゃっていた補助金の関係ですが、残念ながら半分ももらっていませんで、県によっては全くないところもあります。私は札幌市なんです、札幌市は1ベッド200万円と決まっていますので、100人つくっても2億円です。100人つくると大体10億円かかりますので、それでも2割もらっているだろうということにはなりますが、現在はその程度でございますし、地域によって非常に差があります。一方、サ高住に関しては株式会社であれ何だろうが、国交省から補助金が出ていますので、先ほど鈴木委員おっしゃったように、その補助金はどういう位置付けなのかというのは、逆に国交省に聞いてみなければいけないと思います。

以上です。

○八代委員 今の規制のイコールフットィングなんです、全くおっしゃるとおりだと思います。

すが、ただ、今の社会福祉法人への規制は、余りにも時代遅れであって、帳簿がきちんとしていけば、逆に言えばいいような悪しき規制であって、むしろ行為規制といいますか、ちゃんとしたサービスがなされているかというのを経営主体を問わず、介護Gメンといいますか、そういうところがもう抜き打ち検査していくというほうが、望ましいイコールフットィングの規制の在り方ではないかと思うんですが。

○井手座長 その辺の情報の公開というところですよ、多分。

○八代委員 そうですね。

○井手座長 保育の場合でもそうだと思いますけれども。

○八代委員 株式会社もそれなりにちゃんと株式会社の情報公開の基準があって、むしろ社福の情報公開を株式会社に合わせるというか、そうすると随分楽になるはずだと思います。だから、そういう意味で、規制のイコールフットィングは本当に大事だと思います。

○鈴木委員 私も瀬戸オブザーバーのおっしゃった意見は非常に納得します。今回、ちょっと規制改革会議に近い立場の者が申していますので、社福は攻撃する側に立っているように見えるんですけども、競争政策という意味では社会福祉法人がもっと競争のしやすい環境にするという観点は非常に重要で、おっしゃったように株式会社とイコールフットィングを求められるのであれば、株式会社にだっているいろいろ課すべきことはあるだろうと。先ほどの話のほかに私は考えるべきだと思っているのが、簡単に撤退できないように、撤退規制みたいなものですね。例えば養父市が農業生産法人の規制緩和をするときに、きちんと担保を入れていないと駄目だと。自己資本比率規制みたいな感じで、自己資本をまず預金を積み上げてもらって、反対に撤退したらそれを取られてしまうよというようなことを条例でやったんですけども、何か一つはそういう考え方で、簡単に撤退できないようなことを担保するというようなことも、やっぱり考えるべきではないでしょうか。

○井手座長 保育でもそうですけれども、株式会社であれば、いつでも潰して撤退してしまう。

○鈴木委員 年度途中でやられてしまうと困ってしまうわけです。

○井手座長 それが駄目だから、やっぱり社会福祉法人ではないと駄目だという議論があるわけですね。

○鈴木委員 というふうな理屈なんですけれども、ただ、例えば生命保険会社なんかだと簡単に撤退されたら困るので、自己資本を積みさせておいて、潰れたとしてもちゃんとそれが保険金を戻せるような、自己資本を積みさせているわけですね。同じような考え方で少なくとも年度途中で出られてしまったら困るので、本体が潰れたり、あるいは撤退しても、その子会社でやっ

ているようなものが何年かは運営できるような分の積立金を持っていればいい。

○八代委員 単なる積立金ではなくて、自治体に積ませておく。要は保証金みたいなものを自治体に確保しておく。だから途中で撤退したら株式会社が損をする。そういう仕組みも国家戦略特区の農業での規制ではあるわけですね。農業も株式会社の参入を規制していますから、そういう意味では同じやり方が使えると思います。

○鈴木委員 あとは、やっぱり非常に社福は気の毒なのは、銀行からお金借りられないということですね。だから、そういうところの規制なんかも緩和すると、もうちょっと規模の拡大がやれる。お金を借りられれば規模は拡大できますので、というところのイコールフットイングというのも重要だと思います。

そして、株式会社、もっと監査なんかが入るべきだという話なんですけれども、普通の株式会社とか、世の中のマーケットでは、保険というのがその役割を果たしていて、要するに事故保険に入らなければいけないというようなことにしておく、事故をたくさん起こすところは保険料がものすごく高くなりますので、やっていけなくなって撤退するわけですので、だからきちんと保険に入るといような、情報公開もそうですけれども、保険に入るところでマーケットメカニズムを用いて、ちゃんとした運営をしていることを担保させるというやり方もあると思いますね。

○井手座長 今、八代委員の意見、ちゃんと積立をさせた上で株式会社でも参入できるという、そういう制度であればいいわけですね。

○森委員 それを踏まえて、株式会社としては参入するかどうかの判断ができますので、それを積んだとしても、その先に市場性がある、やるメリットがあるということで、自信を持って参入するということであれば、積んでも参入しますよと。それ以上のリターンという判断ができますので、それを踏まえて参入するかしないかという判断材料ができるということであれば、やっぱりそういったものも理解できます。

○井手座長 この場では、結論を得るということではないのですがイコールフットイングが重要だということ、そしてイコールフットイングの状況にするのであれば、社会福祉法人も株式会社も同じような条件に置くというのが一つ重要だという点においては、皆さんの合意というか、意見は集約できたのかなと思います。ただ、次回もいろいろな論点、価格の弾力化とかという問題もありますけれども、次回も引き続いてこの参入規制の問題を扱う時間もあるかと思っていますので、またそのところで意見交換ができればというふうに思います。

○八代委員 一点、次回、事務局にお願いなんですけど、先ほどもありましたように、厚労省は

もう既に株式会社を差別するなという通知は出しているのですね。しかし、自治体は通知であれば無視できるのです。だから、そういうときに公取として何らかの勧告というか、注意というか、何とかそれをする手段があるかどうか。前もちょっとお聞きしたのですが、なかなかそれが難しいということで、それをしないと競争政策の適用というのがないわけで、何らかの形でそういう競争政策に反する行動をする自治体に対しての対応処置、そういうものをどういうものがあるかどうかを、ちょっと調べておいていただければと思います。

○藤井調整課長 今、お話させていただくと、確かに今の御指摘のところは独占禁止法違反では必ずしもないものですから、そういう対応は難しいです。けれども、ただ今回、この意見交換会は、最終的に公正取引委員会として実態調査報告書を出す、その一環として御議論をいただいているものでして、また、アンケート調査もさせていただいておきまして、そういったことを含めて、その自治体のほうの運用に問題があるのであれば、そこを浮き彫りにして行って、そこについて提言をさせていただく。そういった対応、それでちょっと法的なものではないですけれども、そういった形で自治体の運用に対してプレッシャーをかけていく。そういったことはできるかなというふうには考えています。

○八代委員 ただ、報告書を出すだけでは、確信犯的な自治体にはカエルの面に水ですから。やっぱり法的には独禁法に乗せなければ駄目というのは分かるのですが、例えば公取委員長の談話とか、そういう形で、住民の利益に反した政策を行う自治体は名前を公表して、これは非常に遺憾であるとか、そういう声明を出していただくだけでも大きいと思います。例えばそれも御検討いただいて、過去に例がないかどうかですよ。

○榊田オブザーバー 介護分野はローカルルールがいっぱいです。だからその辺りはもっと軽いほうですよ。自治体によっては本体の介護保険のルールさえ変わっています。

○井手座長 福祉あるいは社会保障という観点からすると、どうしても競争政策になじまない点というのがあって、地方自治体はそういうローカルルールを運用しているんでしょうね。

○八代委員 それは間違っているわけで、介護保険法自体が正に競争を通じて利用者の便宜を図るという、公取と基本的に同じ考え方でできているはずなのです。それ以前の福祉の措置制度は全く別ですから、それはやっぱりせつかく公取がこういう検討会を作られるわけですから、単に報告書をつくっておしまいでは、余りにももったいないので、何かできることはないかどうかということも是非検討をお願いしたい。

○鈴木委員 ローカルルールが競争政策を阻害している面はものすごくあるんですね。例えば大きいところはそうですけれども、どこかの自治体でこれはアウトですということになると、

連帯制でアウトになりますので、コムスンという会社が正にそれをされたわけですけれども。だから、行政リスクは非常に高くなってしまって、それが競争を阻害している面が非常にあると思いますので、これは公取が少し物を言ってもいいのではないかなと私も思います。

○井手座長 それでは最後に、事務局から今後のスケジュールを含めて、連絡をお願いいたします。

○藤井調整課長 本日は非常に活発な御議論をいただきまして、また貴重な意見をたくさん頂きまして、どうもありがとうございました。第2回、次回ですけれども、5月23日月曜日ということでございまして、先ほど座長からお話がありましたように、基本的にはまず介護サービス、価格の弾力化、混合介護といったことを中心に議論していただければと思います。ただし、また本日の議論を振り返って、参入規制についてもまだ御意見があるということであれば、それもおっしゃっていただければと思っております。

あと、本日の議事録について作成でき次第、また皆様に御確認いただきますので、よろしくお願ひします。

以上でございます。

○井手座長 大変活発な議論をしていただいて、2回で議論が収まるかどうか、ちょっとまた事務局と相談しながら、検討させていただきたいと思ひます。

長時間にわたって、御議論ありがとうございました。

これで終わりにしたいと思ひます。

午後4時34分 閉会